

第 15 回

美方町・村岡町・香住町
合併協議会会議録

平成 16 年 9 月 8 日

第 15 回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成 16 年 9 月 8 日 (水) 午後 4 時 45 分 ~ 午後 5 時 47 分
場 所 村岡町老人福祉センター

出席者

協議会委員 (計 23 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
上 田 節 郎	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	橘 秀 夫
本 城 繁 信	板 坂 公 二	伊 藤 誠
朝 倉 富 征	石 垣 健 三	岡 田 久 子
井 上 一 郎	井 上 源 一	柴 崎 一 秀
毛 戸 公 彦	小 谷 道 子	中 村 暁
中 村 治 泰	西 尾 高 雄	村 瀬 晴 好
水 間 徳 子	三 好 忠 男	

顧問 (計 2 名)

但馬県民局長	兵庫県議会議員
西 村 良 二	丸 上 博

幹事会 (計 9 名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
田 野 新 一	中 村 一 治	大 瀧 正 博
西 村 吉 弘	太 田 培 男	米 田 稔
吉 田 博 昭	杉 谷 信 義	谷 岡 喜 代 司

事務局 (計 9 名)

藤 原 進 之 助	岸 本 典 明	清 水 幸 信
穴 田 康 成	邊 見 泰 正	田 尻 幸 司
吉 村 松 雄	川 戸 英 明	中 村 貴 志

欠席者

顧問 (計 1 名)

兵庫県議会議員
中 村 茂

協議会委員 (計 1 名)

香 住 町
上 田 孝

傍 聴 人 18 人

第15回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年9月8日(水)

ところ：村岡町老人福祉センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第30号 第8回新町まちづくり計画検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第61号(継続) 福祉関係事務事業の取扱い(その3)について

協議第62号(継続) その他協議が必要な事務事業の取扱いについて

協議第63号(継続) 地域自治区の取扱いについて

協議第64号 合併協定項目の変更について

協議第65号 字名の取扱いについて

協議第66号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第67号 一部事務組合等の取扱い(その2)について

協議第68号 新町まちづくり計画について

6 その他

第16回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年9月29日(水) 13:30~

(2) 場 所 美方町総合センター

(3) 議 事(予定)

合併協定内容の確認について

7 閉 会

藤原事務局長 それでは大変長らくお待たせいたしました。ちょっと予告の時間より5分ほど延刻いたしましたけれども、ただいまから第15回の合併協議会を始めさせていただきます。最初に吉田議長の方から開会宣言と御挨拶を頂戴したいと思います。

吉田議長 それではただいまより3町合併協議会会議運営規程第4条第1項の規定に基づきまして、第15回合併協議会の開会を宣言いたします。

3号委員、2号委員におかれましては、昼から、まちづくり小委員会に引き続き全体会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。日程は詰まった中で濃い議論をされ

たと、このように思っておりますので、本日、いろいろな諸都合で時間的な制限を設けさせてもらいましたけれど、できるだけ中身の濃い議論をしていただければ幸いです。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますけれど、開会の挨拶にかえさせていただきます。

次に、会長の岩槻町長の方から挨拶をいただきます。

岩槻会長 もう相当時間が経過しておりますので、かいつまんだ御挨拶になりますが、きょうは第8回のまちづくり小委員会、そして15回になります合併協議会を御案内申し上げます。繰り合わせ御出席をいただきまして、先程は熱心な御論議もいただいたわけでございます、心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

そういった中で、きょうは報告案件1件、協議事項8件、御提案申し上げておるわけでございますが、相当お疲れだというふうに思います。先程次回の日程も概ね20日午前9時と決めていただいておりますので、きょうは5時半で打ち切りをさせていただいて、次回、気持ちのまたすかつとしたところで御論議願ったらと、こう先程私ども町長3人、議長さん方でそういう打ち合わせを行っておりますので、是非是非御理解願いたいというふうに思うわけでございます。

そして、いま一つ触れさせていただきますが、この報告第30号につきましては、先刻の御論議の中でいろいろと調整すべきところがあったというふうに聞くわけございまして、きょうは協議会では御提案を控えさせていただきますので、それも御理解願いたいと思います。さらに協議第61号、協議第62号、63号につきましては、前回もいろいろ御指摘を受けたところを、またその後検討いたしまして修正を加えておるわけでございます。従って、これについては差し替えをこの場でさせていただきますことも、是非御理解願いたいと思います。

それでは限られた5時半までの時間になりますけれども、是非御理解を願いまして、ひとつ御審議願いますことを心からお願い申し上げます、御挨拶といたします。きょうは誠にありがとうございます。

吉田議長 それでは会議の成立につきまして、事務局長の方から報告させます。

藤原事務局長 御報告をさせていただきます。

本日は、委員総数24名の内、23名の御出席をいただいておりますので、会議が成立いたしておりますことを御報告申し上げます。なお、顧問の丸上県会議員、それから西村県民局長におかれましては、公務御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。また、中村県会議員につきましては、所用がございまして御欠席の御通知をいただいております。以上でございます。

吉田議長 次に、3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、会議録署名委員を指名いたします。

美方町、毛戸公彦委員、村岡町、井上源一委員を指名いたします。

議題に入ります前に、前回提案されました協議案件の議案番号の一部繰り上げの御訂正をお願いいたします。

前回は、用意しておりました協議案件の一部を台風接近等の事情から次回に再提案したい旨、提案者からの申し出がありましたので、それに伴いまして協議案件の順序を変更し、議事を進めさせていただいております。その際、順番を一部繰り上げ確認を怠っておりますので、誠に恐縮ではございますが、次のとおり協議案件の番号の御訂正をお願いしたいと思います。

協議第64号、地域自治区の取扱いについてを協議第63号に御訂正願いたいと思います。

では、これより議題に入ります。

報告第30号につきましては、先程の第8回新町まちづくり検討小委員会で継続案件ということになりましたので、この件につきましては報告なしで継続という確認をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようですので、そのように取り計らわせていただきたいと思います。

次に継続案件となっております協議第61号、福祉関係事務事業の取扱い(その3)についてを議題といたします。

会長の方から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

岩槻会長 それでは、改めて協議の中で申し上げますが、協議第61号、継続62号、同じく継続、63号、同じく継続につきましては、本日、差し替えを事務局長の方でいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

岩槻会長 差し替えの内容につきましては、事務局長の方が申し上げますので、そのよ

うに御理解願いたいというふうに思います。

藤原事務局長 差し替えのところでございますが、まず1ページの協議第61号(継続)でございますが、その中の2、高齢者福祉に関すること、(2)老人クラブ活動補助金の項でございますが、ここの調整方針を改めて御提案させていただきたいと思いますので、御協議をお願いいたしたいと思います。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

提案者並びに事務局長の方から議案の差し替えの願いがありました。第61号につきましては、提案のとおり差し替えて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、異議なしの声がありましたので、第61号の議案につきましては、差し替えた内容におきまして、事務局長の方より朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、改めて1ページをご覧いただきたいと思います。協議第61号(継続)福祉関係事務事業の取扱い(その3)について。福祉関係事務事業の取扱い(その3)について提出する。平成16年9月8日提出。3町合併協議会会長、岩槻健。

この中の2番の高齢者福祉に関すること、(2)でございます。老人クラブ活動補助金等は合併時に再編するという内容のものでございます。

合わせて御説明をさせていただきたいと思います。前回、1番の(4)特殊学校等の児童生徒の就学奨励費支給事業と、2の(2)老人クラブ活動の補助金、この関係につきまして、特に中心的に御意見を交わしていただき、継続になったというような理解をさせていただいておりますので、改めてこの2点について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1の(4)でございますけれども、国の制度といたしまして、国公立の盲学校、聾学校、養護学校及び小学校、中学校の特殊学級に就学します児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するための支援措置としまして、特殊教育就学奨励費支給事業がございます。これは教育関係の補助事業でございます。国が2分の1、町が2分の1の事業でございます。こういう中にありまして、3町の現状でございますけれども、資料にもつけておりま

すように、村岡町が単独で特殊学校等児童生徒就学奨励事業を実施しております。前回、香住町のこういった児童が通学バスによって豊岡の学校に通学しているというような現状がある中で、その方の保護者あるいは町の負担状況がどうなっているんだというような宿題もあったわけでございますけれども、その後の調べで、町あるいは保護者の負担はなしという報告といたしますか、そういうことのようにでございます。従いまして、この際町単独の制度は廃止しまして、現在、この制度を実施している村岡町において、経過措置として3年間継続実施をするというものでございます。なお、考え方といたしましては、前回、村岡の制度を生かして3町に拡大してはどうかというような御意見もあったわけでございますけれども、こういった就学奨励費の国の制度もございますことから、国の制度に基づく事業については、引き続き推進することといたしまして、町単事業については合併時に廃止をしたいと。それについては、村岡町については3年の経過措置を考えていきたいという内容でございます。

それから老人クラブの補助金等の関係でございますが、前は県の基準等というような調整方針を出していたわけでございますけれども、調整方針に書いておりますように、活動補助金等は合併時に再編するということで、現状の老人クラブの運営状況あるいは活動状況を見ながら、合併時に再編したいというふうに考えております。以上でございます。

吉田議長 議案の朗読説明は終わりました。

ここで会長の方から、改めて福祉施策に取り組む姿勢等について、考え方を発言したいという申し出がありましたので、それを許可いたします。

岩槻会長 今、事務局長の方がある程度説明をいたしたところでございますが、その後、福祉施策に対する基本的な考え方ということを持たなくてはならないということで検討を加えてきたわけでございますが、特に障害者、高齢者に対する施策といたしましては、制度ができた当初というのは、ある程度個人に対する現金給付が中心であったというふうに思います。しかし、現在では介護保険制度でございますとか、あるいは障害者支援制度による施設サービスとか、あるいは訪問サービス等のサービスの提供のシステムが整ってきたのではないかとこのように思っておるわけでございます。従って、今後の町の施策といたしましても、順次現金給付からサービスの提供へと大きな転換を求められているというふうに理解するところでございまして、サービスの充実と合わせて、さらに現金給付を存続させるということになりますと、財政的に見ましても、余りお金の面を強調するわけではございませんが、負担というところを考えなくてはならないというところで、選択の道を現金給付そのものから、ある程度制度を利用した福祉政策ということを考えるべきではないかとこのように、今回、こういうふうな措置を講ずるということにしたわけでございます。以下、局長の方から一つの町が独自に実施してきている事業については、3町間で格差が生じないように政策的な判断をして調整するというようにしておるところでございます。

ますので、是非この点を御理解願いたいというふうに思うわけでございます。

吉田議長 では、これより質疑を受けたいと思います。
本城委員。

本城委員 美方町の本城です。冒頭に議長の方から協議第61号の差し替えという発言がございまして、非常に期待をしておったんですが、期待外れも甚だしいというふうに最初に申し上げておきます。

まず1点目、先程事務局長の説明の中で、前回、1番の(4)特殊学校等の件、そして2番の(2)老人クラブの活動費補助、これの件についていろいろ意見が交わされたというふうに説明がございました。とんでもないことだと思います。議論を闘わせたのは、むしろ1番の(3)番、重度心身障害者(児)介護手当支給事業の件、そして2番、(6)の在宅老人介護手当支給事業、この2つの件が非常に多く議論されたと思っております、私は。なぜ、それらのものが見送りされて、表現は非常に悪いですが、元気老人のこの2番の(2)だけがこのように修正をされたのか、私には理解ができません。この1番の(3)重度心身障害者(児)介護手当支給事業、このことについては、一番の弱者だというふうに私は考えます。3町合併、いろんなことで合併をしていかなきゃいかん、このことは十分理解はしております。しかしながら、合併するならば、せめて一番の弱者である人たちを何とか助けていく、手を差し伸べていく施策を講じるのが合併と言えるのじゃないでしょうか。

そして、この(4)の特殊学校児童生徒の就学奨励費、これは今、村岡に制度があるわけでしょう。仮に美方にも村岡にも香住にも、3町とも制度がないとしても、この合併を機に制度をつくって新たに出発をしていく、これらが私は福祉の原点であろうと思うんです。にもかかわらず、現在、村岡町にだけ制度があるから、経過措置として3年間だけそれを置いて、合併の前日における支給対象者については、合併後3年間ですね、そしてその後は廃止をしていくというふうなことは、私はもってのほかだと思うんです。そしてまた、先程事務局長は香住町のことを申されました。その説明の中で、はっきりとこうでありますという表現がないですね。ようであります、このような表現されておるのに、なぜこの制度をもう少し充実させて継続をしようとしなないんですか。

それから2番の(6)在宅老人介護手当支給事業、これは前回のときにも専門部会長に、施設介護を受けた場合は、町は一体どのぐらいな負担をするんですかというところまでお聞きをしたんです。そしたら施設介護の場合は3万7,500円でしょう。在宅で介護を受けている方、もちろんいろんなサービスは受けておられるとは思いますが、いろんな事情で、あるいはやはり私のとこのお父さんは、私のとこのお母さんは家で介護しますとあって一杯元気を出していただいている方々に、なぜそのような制度ができないんですか。現在あるものまで、なぜ削っていかうとするんですか。今、美方町で1万5,000円支

給しておりますね。しかし、これが施設介護ということになりますと3万7,500円、町としてはどうしても払っていきなしゃいかなでしよう。それだったらむしろ1万5,000円のところを2万円払いますというふうに言っても、まだ町としては数字的には楽なんじゃないですか。私はそのように考えます。ですから、前回継続協議となったときに、きょう、このようなことが出てくるのかなという、非常に大きな期待をしておりましたが、落胆をしました。これらについて答弁をいただきたいと思います。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 理想的にはいろいろな考えがあると思います。ともに支える地域社会、そういうものをどうつくり上げていくのかという点では、お説のところもわからないではないわけですが、3町いろいろな特殊な制度を設けておると。では、それをすべて手厚い方に統一するののかということになりますと、やはり我々は先々を見通して、財政的なところも念頭に置かざるを得ない部分もあるわけですので、その辺を御理解いただかないといけないなあと思っております。

そこで、私どもは国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進していくという一つの考え方、それから2つ目は町単独の補助制度で、2以上の町で実施している差異のある事業については、制度統一までの移行措置に関して配慮をしていかななくてはならないなあ。そして、その取扱いについては急激な変化を及ぼすようなことのないように調整していこうということ。それから、今御指摘ございましたが、1つの町が独自に実施している事業については、一定期間を置いて、そして格差が生じないように政策的に判断していこうと、この3つの理念を持って、いろいろな制度それぞれ、どの制度も考え方を持って臨んでおるところでございますので、福祉政策、確かにおっしゃるように、その家庭への精神的負担とか、御本人さんのまた健常者との比較をすれば、いろいろな御論議があるというふうには思うわけですが、合併3町やる中での一つの基本的理念なり方針というところで、こういうふうに我々は検討して御提案申し上げておるところでございますので、その辺も御理解願えたらと思います。

吉田議長 中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。ただいま会長の基本的な考え方については、ある部分までは理解できます。それと、当然のことながら財政運営のことも理解をしているつもりでございますし、すべての福祉施策を高い方に合わせてくださいと言っているのはございません。前回は申しましたけども、施設介護の場合、国県町費合わせて1人当たり約30万円前後、町費に限って言えば3万7,500円前後の負担のようでございます。在宅介護とのいわゆるバランスに相当開きがあるということで、今、自宅介護をしている

人は2つの理由があると思われるわけでございます。一つには、本人もしくは介護者の考え方で施設には入所したくない、入れたくないというものと、もう一つは、入所したくても、いわゆるベッド数が需要にたえられないという理由であろうかと思うわけでございます。そこで、理由はどうあれ一人の人間の尊厳として、行政施策のアンバランスは少しでも解消する努力を惜しんではならないと思うわけでございます。今後、国県に対して要請していく布石としても、いわゆる在宅介護手当、いわゆる重度心身障害者（児）それから在宅老人介護手当につきましては、行政にかかわる者として、良識ある御理解と、勇気ある御決断を強く望むものでございます。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 私どももその立場、または皆さんのそういう御意見を聞きまして、それは痛いほどですね、では立場を変えて、そういう立場になったらどうかということになるかと思うんですが、そのために国もいろいろな制度をつくる、時によれば町単制度もつくるということで来ておるわけですが、今回の合併の中で、先程の3つの理念を持って臨んで、こういう方針を出しておるところでございますので、それぞれの問題点を、それぞれの理論を聞いておればなるほどと皆思いますが、しかし、そういった中で我々は財政が天井知らずでいいならばいいんですが、そのかわりばたっとやめるということでなくて、3年から3年の期間を置いて、またそれを理解いただくようにしていこうというところがございますから、御意見のほどはお聞きするとして、こういうふうにやらせていただきたいなあと、こう思うわけでございます。

吉田議長 本城委員。

本城委員 美方の本城です。先程会長は国の制度、あるいは県の制度にあるものはそういうふうに沿っていきたいんだということをおっしゃいました。そのことは十分理解はできるんです。しかしながら、先程訂正を、修正をされました2番の(2)老人クラブ活動補助金等は合併時に再編するというふうになりましたね、というふうに提案されました。これは前は県の基準に基づいてということでしたね。じゃあ、これはなぜこういうふうにすぐ修正をされるんですか。

それともう一つ、この3町合併することについて、いろんな部分で住民の皆さんには美方、村岡、香住、3町とも我慢をしていただかなきゃいかん部分があるんです。しかしながら、福祉についてはきちっとやっていきますよというような、なぜ目玉商品がつかれないんですか。他のものについては値上げをしてみたり、いろいろするわけでしょう。しかし、それも財政が苦しいから、財政の関係でこういうふうに合併もしていかなくやいかん、ということで住民説明会もされとると思うんです。しかしながら、福祉、いわゆる一番

の弱者とされておるところは、やはり今までどおり、あるいは場合によっては今まで以上に手厚い方法を考えますというふうな目玉商品をつくったらいかがですか。それだけでも合併に対する理解がかなり得られると思うんですけども、いかがですか。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 今、老人クラブの県の基準を基にという当初の御提案を、これを削除して御提案申し上げておるわけでございますが、私どももいろいろ御意見聞きながら、3町の老人クラブの連合会予算の比較もやっておるわけでございますが、総額的に見るとかなり開きのあるところもある。しかし、内容的にはそれぞれ独自で介護保険ですか、そういうものについては老人クラブに委託しておると。そして、それに対する手当を出しておるケースとか、いろいろあるわけでございますが、この辺の福祉協議会にしても、老人クラブに対する助成への開きもかなりある。そういうところも眺めながら、これは一度、さらに調整をやる必要があるではないかというところで、こういうふうに変えておると。県の基準を基にということだけでなく、実態も見ながらということでございます。

では、今言う障害者の方はどうかということになるわけでございますが、今言うように、3町の中での2町のこれまでとってきた施策、あるいは1町がとってきておる施策、これをどう整合するのかというところで3年間のこれまでとっているものは継続して、その後はまた調整なりやっっていこうというところでございますから、私はこの福祉と、弱い立場にある人ということで御指摘受けておる点はわかるわけでございますが、全体の中でやはり考えると、こういう措置がいいではないかというふうに捉えておるわけでございます。

吉田議長 他に御意見ございませんか。もう質疑じゃなくて御意見になってますけれど、受けたいと思います。

石垣議員。

石垣委員 村岡町の石垣です。高齢者の2の(2)の問題で本城委員から、こんなもん要らへん、おかしいじゃないかというような発言もお聞きするんですけども、実は協議第30号、補助金、交付金等の取扱いについてというのが既に確認されております。そのときの補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から次のように調整するというようなことで、同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、合併後1年以内を目途に統一の方向で調整すると。独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整するというようなことで、もう既に確認なされておりますし、他の団体等については、特に今度の老人クラブの活動補助金のように、きちっとした、それぞれ取り上げた規定はなくて、この協議30号で適用していくんだらうなあとというふうな私は理解しとるわけです。それから

いきますと、むしろ2の(2)は、特にここで取り上げて載せるということの必要性はないんじゃないかなあという判断もするんですけども、どうでしょうか、この辺。もう既に補助金等の30号でもう確認済みですので、関係団体と協議すると、で、もう決めるというようなことになっておると私は判断するんですけど、いかがですか。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 今、石垣委員がおっしゃいますように、一旦補助金等の調整方針の中で確認されておりますので、重複するような内容での提案はしなくてもよいではないかということですが、言ってみれば、あえてさせていただいておるということですが、似たような例が、例えば商工会ですとか、それから観光協会、そういったところについても、補助金という中では調整方針を確認させていただいておるんですが、あえて出させてさせていただくと。これと類似しますのが財産の取扱いのところ、財産は新町へ引き継ぐというようなことで確認をいただいておりますが、それとていろんな部署で新町へ引き継ぐというようなことでさせていただいておるものもありまして、言われてみれば一貫性がちょっとないということになるんですが、あえて必要だと感じた部分については、改めて調整方針として出させていただいているということ御理解いただければというふうに思っております。

吉田議長 石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。趣旨は了解いたしました。

それで、やはり関係団体との協議ということが30号で載ってますので、前回は県の基準ということで、もう決めつけておったということで、私は意見を出させていただいたので、今後、そういうことでひとつ30号の確認の趣旨によって調整していただけたらと思います。よろしくお願いします。

合併についても、既に2回、町老連も会議をしますし、今度、13日の日に3回目の会議を進めるというようなことで、順次進めつつありますので、当然この辺の問題が常に議題に載ってますので、ひとつその辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

吉田議長 他。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。在宅介護手当にこだわるようですけども、これは一つには美方町のみをしてくれなんていうことは全く申しておりません。これは当然香住、村岡、美方、3町のことを想定してものを言っているわけですが、それと福祉施

策につきましては、基本的には国県の補助対象というようなことを申されたわけですが、他の福祉施策に一般財源を投入しとるものは、かなり数え切れないほどあるわけですので、ですから、この財源につきましては、私は本当に行財政改革をきっちりやっていけば十分捻出できる額だというふうに理解をしておりますので、くどいようですが、再度お考えをいただきたいというふうに思います。

吉田議長 会長、答弁。

岩槻会長 御意見のほどはお聞きしておきますが、私はやはり全体的に見て、いよいよきょうも何か財政計画がかなり御意見があったようでございますが、財政が、各町が予定どおりの基金等が持ち込めればまた別でございますけれども、これもいろいろ互譲の精神がないとなかなかいけない部分もあるわけでございます。そういったところで、私としては内部でもいろいろ論議して提案しておるわけでございますが、今後、三位一体の中で、今言われておりますように税源移譲、そういうふうなことがはっきりしてくるわけでございますし、決して時の首長が福祉政策切り捨て御免というような政策はとらないというふうに思います。もうそういうふうに信じておるわけございまして、合併の時期はこういう調整をさせていただいて、後々の福祉行政充実の中で、またいろいろな政策がとられていくというふうに思うものですから、全体的を眺めながら、こういう調整をやっておる点を是非御理解をいただきたいと、こう思うわけでございます。

吉田議長 5時半になりましたけれど、少し時間を延長させてもらいたいと思います。
本城委員。

本城委員 美方の本城です。今、会長の方からいろいろ説明がございましたが、財政の大変なところを、この福祉の方にしわ寄せを持ってくるというふうなこと、ちょっと表現が極端ですけども、これだけは避けていただきたい、このように思うんです。福祉施策というのは、そのときの首長の力量にもかかわるとは思いますが、この3町合併する、新たに出発をするときには、それなりの形を整えて、そして弱者である皆さんに少しでも安心をしていただく、合併しても大丈夫ですよと言える、そういうふうな雰囲気づくりが私は必要だと思うんです。ですから、会長の説明されることは理論的にはわかるんです。しかし、もう少し再考していただきたい、町長会でもう少し議論をしていただきたい、私はこのように思います。

吉田議長 藤原委員。

藤原委員 香住町の藤原です。町長会で議論した内容については、会長から再三御説明

をしておりますけれども、一緒に議論した一員として説明をしたいと思いますが、私は福祉政策が重要だと、これは大前提ですが、それをある自治体が特別に制度を設ける場合には、全国的な状況とは違った状況にある、ないしは政策的に全国的な考えよりも、より強力な展開をする、多くはその2つの部分があるのではないかというふうに思います。具体的にこの案件をずっと聞きますと、国は在宅介護と施設介護という中において、在宅介護の重要性を意識しながらも、手当という制度の中では全く措置をしてない。県の段階で在宅介護の重要性を認識をして年12万円、月1万円というふうな制度をしているというふうな状況です。それも経過を聞きますと、月1万5,000円だったものを、介護保険制度ができて、いわゆる在宅介護の場合にも入浴介護とかデイサービスとか、いろいろ部分的に介護サービスができるので、それでいわゆる金銭的給付を5,000円減らしたというふうな経過だというふうに聞いておりますけれども、そういう中であって、3町の場合、同じように在宅介護の大変さ、重要性は評価をしなければならぬし、その家族の皆さん方に対する物心両面にわたる対応はしなければならぬと思うんですけれども、そのときにその1万円というのに上乗せをする必要があるのかどうか。結論から言いますと、そこまでも必要なかろうけれども、しかし、現状としてこの制度が1年間通して在宅介護をしないと対象にならないというのは、余りにも実態に合っていないのではないか。いろんな状況の変化で、在宅介護をしようとしておっても、どうしてもし切れなくて施設介護へ移られるというふうな場合に、それが1年を切った場合には通して手当の対象にならないというふうなことは、これはやっぱり何とか見る必要があるというようなことで、その部分については村岡の制度がそれは補完されているので、そういうふうにとってはどうかというふうな判断をしたところで、金額を上乗せするかしないかは、先程会長からの答弁のように、財政的な問題等も含めてでありますので、合併時にはそういう形の移行をして、今後の新たな首長さんの政策的判断にもう任すというふうな方向にしてはどうかというのが町長会での一つの結論でございます。その点については御理解をいただければありがたいなというふうに思います。以上です。

吉田議長 他に、この件も含めてなんですけれども、御意見等ございましたらお聞きしたいなと思うんですが。

では、この点については理解したと判断してよろしいですか。

朝倉委員。

朝倉委員 美方町の朝倉です。私も別に理解しているわけではありません。町長さん方の言っておられることは重々わかるんですけども、やっぱり、どこか他のところで、先程本城委員が言った老人クラブ云々という例えもありましたけども、もっと他のところでやられる、いろんなところで、例えば私なんかの例を出すと、体育協会の補助金を削られても、例えばこういうところには出してほしいなという、美方町の例を変えてほしくないな

というふうな気がします。5,000円ぐらいですか、月に。そういうことではあっても、こういうところは残すべきだなあというふうなことを思っております。ですから、もう一度お考えいただきたいなあと。当初から同じお考え、こちらも同じ考えでは、これは平行線をいくわけですけども、もう一度お考えいただけないかなというふうに私も思っております。理解しているわけではありません。

吉田議長 ちょっと事務局長の方から補足説明があるみたいです。ちょっと聞きます。

藤原事務局長 それでは今、朝倉委員さんの方から、こういった補助金は減らしても、この福祉にはというような御提案もあったわけでございますけれども、現状を報告させていただく中で、また一つの判断の材料にさせていただければというふうに思います。

今、3町で重度心身の関係、それから在宅介護の関係で、それぞれ国、県の制度と町単の制度を合わせた中で実施されておりますけれども、トータル的には3町で640万ぐらいな現在の、15年度実績でいきますと640万執行されております。その中で、特に在宅介護の中で香住町が、ほとんどの方がサービスを受けておられるということで、実績はゼロでございます。現状でもそういった開きがある中で、一月単位の認定基準を設けている町、あるいは町単をつけている町ということで、ゼロとそうでないという開きがございます。そういった中で、例えば今いろいろ御意見が出ております、例えば美方町さんの例で比較をしてみますと、重度心身と在宅介護で今の金額よりも約2,500万円増額になってくると。調整方針として、村岡町の例によって、月単位ということになりますと、当然その対象になる方の分については町単で措置しなければならないというような考えも起きてくるわけでございます。従いまして、福祉施策をどこまで手厚くするかというようなことも非常に大事なことでありますし、ですけれども、会長が申しておりますように、財政的なことも勘案していただく中で総合的に御判断をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。(発言する者あり)

吉田議長 ちょっと静かに。

ちょっと確認したいんですけど、その2,500万という数字はどういう数字ですか。今ちょっと、美方町が2,500万というのはどういうことですか。美方町を例にとって、全町に広げると2,500万円増えるということなんですか、ちょっとその辺がわからないんですけど。ちょっと確認。

藤原事務局長 例えがいいか悪いかはちょっと別にしまして、2町でそういった町単のものをやっておられるわけでございますけれども、美方町の今の制度を3町に適用しますと、15年度の3町の決算額より約2,500万円増額するという意味でございます。(発言する者あり)

吉田議長 静かに。傍聴者、注意します。静かにしてください。

じゃあ、再度、何か付け加えの説明。

藤原事務局長 それではちょっと細くなりますけれども、例えば重度心身で申し上げますと、美方町では約150万、それから村岡町では58万、香住町では170万。約378万ということになります。在宅介護でいきますと、美方町が258万、村岡町が10万、香住町はゼロ。合計が268万ぐらいになります。このトータルが約646万ぐらいになるかと思っております。この金額と、少なくとも現在、美方町で実施されております制度を3町に適用しますと、重度心身で約110万、それから在宅介護で2,400万増額するというのが現状でございます。

吉田議長 まだまだ御意見があるようですね、基本的にこの点、今の私の判断では、とても全員一致という確認がどうもできそうにないように思われます。従いまして、この辺につきましては、前向きな検討を加えるということを入れて、継続協議にしてみたいと思うんですけれど、もっと言えば町長会で、この意見を踏まえて、やはり前向きな回答をいただかなければならないんじゃないかなと、このように思って検討するということでの継続協議にしたらどうかと思うんですけれど、皆さんどうですか、この御意見。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ちょっと会長の方から。

岩槻会長 これだけ御意見いただくわけございまして、私たち自身も痛いほどわかるんです。私自身、身体障害者の運動会に出ますし、この間も美方郡の大会ございました。行ってまいりました。知的障害者とも一緒に風船割りもやります。それを見ると、皆さんの声はよくわかるんです。としながら、全体的に思うと責任あるやっぱり締めくくりをやるということになれば、時には皆さんから見れば何だということも切らなくてはならない部分もあるということも理解していただかないと、私はまとまっていけないではないかというふうに思うわけでございます。また後程出す中にも、皆さんから御意見いただくようなこともたくさんあるではないかと。特に福祉の点で御指摘受けておるわけでございますので、今、議長から重い発言がございました。継続して深く検討したい、そして資料もまた出して御説明申し上げたい、こう思うわけでございます。

吉田議長 中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。局長に1点だけ確認させていただきたいと思うんですけれども、重度心身障害者（児）と在宅老人、合わせて年間2,510万というふうに言われたわけですが、これから1万円引くと、当然3分の1になるというふうに理

解をすればいいでしょうか。(「5,000円」と呼ぶ者あり)

5,000円。1万5,000円ということだから。

吉田議長 ちょっと暫時休憩いたします。

〔休憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

会長の方から答弁いただきます。

岩槻会長 やはり皆さんに御理解いただくところの数字的なことも大事でございますから、その辺含めて継続の中ではっきり御報告申し上げますので、そういうふうには是非御理解願いたいと思います。

吉田議長 今のことを斟酌しながら、継続協議といたしたいと思いますけれど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そのように決定いたします。

以上をもちまして、設定しておりました時間を過ぎましたんですけど、目途ということですのでお許しいただきまして、本日はこれにて閉会をいたしたいと、このように思います。

なお、次回につきましては、事務局の方から連絡をしてもらいます。

藤原事務局長 大変長時間、お疲れさまでございました。

それでは、次回の関係につきましては、先程御確認させていただきましたように、20日、日曜日の午前9時から、会場につきましては、順番でいきますと美方町でございますけれども、また追って確定しましてから御連絡をさせていただきますので……(発言する者あり) 済みません、失礼しました。20日は月曜日でございます。よろしく願いいたします。

吉田議長 では、これにて第15回の3町合併協議会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....